

2019年6月

各位

株式会社 山形銀行

### 「投資信託取引約款・規定集」改定のお知らせ

日頃は格別のご高配を預かり厚くお礼申し上げます。

このたび弊行では、「投資信託取引約款・規定集」を下記のとおり改定させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにつきましても、改定後最初のお取引の際、改定内容を説明し、改定後の「投資信託取引約款・規定集」をお渡ししたうえで適用させていただきます。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 実施日

2019年7月1日（月）

#### 2. 改定内容

改 定 後	改 定 前
<b>投資信託総合取引約款</b> 第1章 総合取引 (買付の申込み) 第4条 投資信託の買付の申込みをされる場合には、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ署名捺印し、取扱店にご提出ください(ただし、インターネットバンキングを介した申込みを除きます。)。買付代金等はお客さまがあらかじめ指定された預金口座(以下、「指定預金口座」といいます。)からの振替によるものとします。金額に不足が生じた場合は、指定預金口座から引き落としさせていただく場合があります。この場合、通帳、払戻請求書の提出は不要とします。当行は、申込みいただいた商品ごとに定められた受渡日に精算を行うものとします。 (以下省略)	<b>投資信託総合取引約款</b> 第1章 総合取引 (買付の申込み) 第4条 投資信託の買付の申込みをされる場合には、当行所定の申込書に必要事項をご記入のうえ署名捺印し、取扱店にご提出ください(ただし、インターネットバンキングを介した申込みを除きます。)。買付代金等は預金からの振替により、買付申込みと同時に支払いただきます(インターネットバンキングを介した申込みの場合は、当行所定の方法によりお支払口座から引落しさせていただきます。)。当行は、申込みいただいた商品ごとに定められた受渡日に精算を行うものとします。 (以下省略)

**〈やまぎん〉特定口座約款**

(源泉徴収および地方税の徴収方法)

第9条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書において、源泉徴収ありを選択いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51およびその他関係法令の規定に基づき、源泉徴収および株式譲渡所得割の特別徴収を行います。源泉徴収については、指定預金口座からの引き落としにより行うものとします。

(以下省略)

**〈やまぎん〉特定口座約款**

(源泉徴収および地方税の徴収方法)

第9条 当行は、お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書において、源泉徴収ありを選択いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51およびその他関係法令の規定に基づき、源泉徴収および株式譲渡所得割の特別徴収を行います。

(以下省略)

以上

お問い合わせ

事務統括部 0120-425-931

電話受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）